

○総務省令第七十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十九日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)  
第三条の十三の三 政令第十条第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 一方の者が他方の法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び特別法人事業税について同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

〔二略〕  
〔2〕4 略

(政令第二十二号第八号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 政令第二十二号第八号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号)第三条第一項第二号に規定する非化石証書(非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準(平成二十八年経済産業省告示第一百十二号)1三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。)とする。

2 政令第二十二号第八号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

〔表略〕

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

〔表略〕

〔2略〕

3 法人が事業税及び特別法人事業税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)  
第三条の十三の三 政令第十条第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 一方の者が他方の法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)について同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

〔二同上〕  
〔2〕4 同上

(政令第二十二号第七号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 政令第二十二号第七号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号)第三条第一項第二号に規定する非化石証書(非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準(平成二十八年経済産業省告示第一百十二号)1三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。)とする。

2 政令第二十二号第七号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

〔表同上〕

(法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

〔表同上〕

〔2同上〕

3 法人が事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付すると

又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（更正請求書の様式）

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

第一号様式（第一条の四関係）

〔様式別紙一 挿入〕

〔第六号様式記載要領 略〕

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙四 挿入〕

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙一 挿入〕

〔第六号様式記載要領 略〕

第六号様式記載要領  
1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

〔2～14 略〕

15 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額⑳」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㉓」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉔」の「基準法人収入割

き（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（更正請求書の様式）

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

第一号様式（第一条の四関係）

〔様式別紙一 挿入〕

〔第六号様式記載要領 同左〕

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙三 挿入〕

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙一 挿入〕

〔第六号様式記載要領 略〕

第六号様式記載要領  
1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

〔2～14 同左〕

15 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉒」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㉖」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別

額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「⑨のうち見込納付額⑨」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

【18～23 略】

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）  
【様式 略】

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）  
【様式 略】

第六号様式別表1記載要領  
【1～4 略】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2）の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の6））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

【6～8 略】

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）  
【様式 別紙六 挿入】

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）  
【様式 略】

第六号様式別表五の2記載要領 略]  
第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

【様式 別紙七 挿入】

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）  
【様式 略】

第六号様式別表5の6の2記載要領

表14の「収入金額⑨」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑨のうち見込納付額⑨」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

【18～23 同左】

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）  
【様式 同左】

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）  
【様式 同左】

第六号様式別表1記載要領  
【1～4 同左】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2）の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の12））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

【6～8 同左】

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）  
【様式 別紙五 挿入】

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）  
【様式 同左】

第六号様式別表五の2記載要領 同左]  
第六号様式別表五の六

削除

第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）  
【様式 同左】

第六号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2】 略】

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑤」から「付加価値額からの控除額⑥」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第5条（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和3年旧措置法施行令」という。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 略】

【5～8 略】

様式別表9記載要領（田中本選業課様式）（様式別表9）

【備考 ⑤】

第6号様式別表9記載要領

【1～7 略】

8 当該事業年度が法第72条の2第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による置き換え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②—当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額」の欄の記載に当たっては、次に

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2】 同左】

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「付加価値額からの控除額」について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 同左】

【5～8 同左】

様式別表9記載要領（田中本選業課様式）（様式別表9）

【備考 ⑤】

第6号様式別表9記載要領

【1～7 同左】

【新設】

よること。

(1) 「(2)一当該事業年度前の④の合計額」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。

(2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の②の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式 別紙八 挿入〕

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式 別紙十 挿入〕

〔第6号様式別表13記載要領 略〕

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式 略〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式 略〕

第6号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 略〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 別紙十一 挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 別紙十 挿入〕

〔第6号の3様式記載要領 略〕

第六号の3様式記載要領

〔1～8 略〕

9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする租額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

〔様式 略〕

第七号様式記載要領

〔1・2 略〕

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

〔新設〕

第六号様式別表十三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式 別紙九 挿入〕

〔第6号様式別表13記載要領 同左〕

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式 同上〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式 同上〕

第6号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 同左〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 別紙十一 挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式 別紙十 挿入〕

〔第6号の3様式記載要領 略〕

第六号の3様式記載要領

〔1～8 同左〕

9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする租額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

〔様式 同左〕

第七号様式記載要領

〔1・2 同左〕

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) 付表) の(5)の欄の金額を記載すること。

(2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) 付表) の(31)の欄の金額を記載すること。

(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) ) の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) ) の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書 (別表1) の(6)の欄の金額から法人税の明細書 (別表6 (5の2) ) の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書 (別表2付表) の(16)の欄の金額を記載すること。

【(5) 略】

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

(1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) 付表) の(5)の欄の金額を記載すること。

(2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) 付表) の(31)の欄の金額を記載すること。

(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) ) の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の6) ) の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書 (別表1) の(6)の欄の金額から法人税の明細書 (別表6 (5の2) ) の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書 (別表2付表) の(16)の欄の金額を記載すること。

【(5)・(6) 略】

【5 略】

第十号の三様式 (用紙日本産業奨励△4) (第六条の五関係)

【様式 別紙十六 挿入】

第十号の3様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税 (地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成28年法律第13号) 附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。) について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

【2～13 略】

第十号の五様式 (第三条の四・第三条の四の三・第五条の二の三・第五条の四関係)

【様式 別紙十八 挿入】

第十号の5様式記載要領

1 この申請書は法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項又は第72条

(1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) 付表) の(5)の欄の金額を記載すること。

(2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) 付表) の(31)の欄の金額を記載すること。

(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) ) の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) ) の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書 (別表1) の(6)の欄の金額から法人税の明細書 (別表6 (5の2) ) の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書 (別表2付表) の(16)の欄の金額を記載すること。

【(5) 同左】

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

(1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) 付表) の(5)の欄の金額を記載すること。

(2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) 付表) の(31)の欄の金額を記載すること。

(3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) ) の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書 (別表17 (3の12) ) の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書 (別表1) の(6)の欄の金額から法人税の明細書 (別表6 (5の2) ) の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書 (別表2付表) の(16)の欄の金額を記載すること。

【(5)・(6) 同左】

【5 同左】

第十号の三様式 (用紙日本産業奨励△4) (第六条の五関係)

【様式 別紙十五 挿入】

第十号の3様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税 (地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成28年法律第13号) 附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。) について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

【2～13 同左】

第十号の五様式 (第三条の四・第三条の四の三・第五条の二の三・第五条の四関係)

【様式 別紙十七 挿入】

第十号の5様式記載要領

1 この申請書は法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項又は第72条

の39の4第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

〔2・3 略〕

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十條（二）関係）

〔様式別紙十三 挿入〕

〔第12号の2様式備考 略〕

第十三号様式（田舎日本産業規格△4）（第四条（四）関係）

〔様式別紙二十一 挿入〕

第13号様式記載要領

1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

〔2～6 略〕

第十三号の三様式（田舎日本産業規格△4）（第三条・第四条（四）関係）

〔様式別紙十四 挿入〕

〔第13号の2様式記載要領 略〕

第十四号様式（田舎日本産業規格△4）（第三条・第四条（四）関係）

〔様式別紙十六 挿入〕

第14号様式記載要領

〔1～4 略〕

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出す

の39の4第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

〔2・3 同左〕

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十條（二）関係）

〔様式別紙十三 挿入〕

〔第12号の2様式備考 同左〕

第十三号様式（田舎日本産業規格△4）（第四条（四）関係）

〔様式別紙二十一 挿入〕

第13号様式記載要領

1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

〔2～6 同左〕

第十三号の三様式（田舎日本産業規格△4）（第三条・第四条（四）関係）

〔様式別紙十四 挿入〕

〔第13号の2様式記載要領 同左〕

第十四号様式（田舎日本産業規格△4）（第三条・第四条（四）関係）

〔様式別紙十五 挿入〕

第14号様式記載要領

〔1～4 同左〕

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされ



ること。

[6・7 略]

第二十号様式別表Ⅰ（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

〔様式 整〕

第二十号様式別表Ⅰ（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

〔様式 整〕

第20号様式別表Ⅰ記載要領

[1～4 略]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の6））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 略]

第二十号S(三)様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

〔様式 整〕

第20号の3の2様式記載要領

[1・2 略]

3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。

4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。

5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

る場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

[6・7 同左]

第二十号様式別表Ⅰ（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

〔様式 同左〕

第二十号様式別表Ⅰ（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

〔様式 同左〕

第20号様式別表Ⅰ記載要領

[1～4 同左]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（3の12））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 同左]

第二十号S(三)様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

〔様式 同左〕

第20号の3の2様式記載要領

[1・2 同左]

3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。

4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。

5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。

<p>6 「<u>「地方法人税の控除額④」</u>」の欄は、<u>法人税の明細書（別表17（3の6））</u>の(4)の欄の金額と<u>地方法人税の申告書（別表1）</u>の(6)の欄の金額から<u>法人税の明細書（別表6（5の2））</u>の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は<u>地方法人税の明細書（別表2付表）</u>の(16)の欄の金額を記載すること。 〔7・8 略〕</p>	<p>6 「<u>「地方法人税の控除額④」</u>」の欄は、<u>法人税の明細書（別表17（3の12））</u>の(4)の欄の金額と<u>地方法人税の申告書（別表1）</u>の(6)の欄の金額から<u>法人税の明細書（別表6（5の2））</u>の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は<u>地方法人税の明細書（別表2付表）</u>の(16)の欄の金額を記載すること。 〔7・8 同左〕</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表九記載要領の改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から施行する。

道 府 県 民 税  
 事業税・特別法人事業税  
 地方 法人 特別 税  
 市 町 村 民 税  
 の徴収猶予（法第15条の4）の届出書

受付印

知 事 殿 市町村長		この届出書の基礎となる修正申告又は更正	事業年度	. .	. .
令和 年 月 日 提出			修正申告書提出年月日	. .	. .
			更正年月日	. .	. .
主たる事務所又は事業所	所在地		徴収猶予を受けようとする税目	税	税
	名 称				
	法人番号		上記の税額	円	円
	代表者名				
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地及び電話番号	( 局 番 )	備 考		
	名 称				

第一号様式（第一条の四関係）

道 府 県 民 税  
 事業税・特別法人事業税 市の徴収猶予（法第15条の4）の届出書  
 市 町 村 民 税

受付印

令和 年 月 日 提出		知 事 殿 市町村長		この届出書の基礎となる修正申告又は更正	事業年度	・	・
					修正申告書提出年月日	・	・
更正年月日	・	・					
主たる事務所又は事業所	所在地			徴収猶予を受けようとする税目	税	税	
	名称						
	法人番号						
	代表者名						
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地及び電話番号	(電話 )		備考	円	円	
	名称						

第一号様式（第一条の四関係）

Table with columns: 発行年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分



Header information including date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and business type (事業種目).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の申告書

Main tax calculation table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 備考 (Remarks). Rows include 所得割 (Income Tax), 資本割 (Capital Tax), 収入割 (Income Tax), and 特別法人事業税 (Special Corporate Income Tax).

(道府県民税)

署名 (Signature)

(電話) (Phone)

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Organization No.), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management No.), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate No.), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者名 (Representative Name).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府民税の申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割 (Tax Reduction). It includes sections for 事業税 (Business Tax), 特別法人事業税 (Special Corporate Business Tax), and 所得金額の計算の内訳 (Breakdown of Income Calculation).

Vertical text on the right side of the table, including 道府県民税 (Prefecture/City/Municipality Resident Tax) and 署与税理士名 (Tax Agent Name).

電話 (Telephone)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和	年	月	日から	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③		$\frac{\text{⑬}}{\text{⑫}}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉔、別表5の2の3㉕若しくは 別表5の2の3㉖又は別表5の2の4㉗	⑮		
単年度損益 第6号様式㉘又は別表5㉙	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{\text{①}}{\text{④}}$	⑦		$\left[ \frac{\text{⑰のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額}}{\text{⑰のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			%
雇用額の 安定計 控除額 $\frac{\text{④} \times 70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[ \frac{\text{⑰のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額}}{\text{⑰のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2㉚	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			人
			計 ⑳+㉑	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔×㉑/㉓若しくは㉔×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)



第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号					
	事 業 年 度	令 和 年 月 日 から	令 和 年 月 日 まで			

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉖若しくは下表3㉗又は別表5の2の3㉘、 別表5の2の3㉙若しくは別表5の2の3㉚	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2㉚又は別表5の5㉛	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉘、別表5の2の3㉙若しくは 別表5の2の3㉚又は別表5の2の4㉜	⑮		
単年度損益	第6号様式㉞又は別表5㉟	⑤		差引	⑯	⑭-⑮	
付加価値額	④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	$\frac{①}{④}$	⑦	%	$\left[ \frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} \right.}{5,000 \text{億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱		
雇除額 の 定計 控算	$\frac{④ \times 70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[ \frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} \right.}{1 \text{兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲		
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計	⑳	⑰+⑱+⑲	
雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額	別表5の6㉡又は別表5の6の2㉢	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑	人	
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒		
				計	㉓	⑳+㉒	
				課税標準となる資本金等の額 ⑳又は㉑×㉒/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円	

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1			
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書  
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六(用紙日本産業規格A4)  
 (第五条関係)

新規雇用者給与等支給増加割合の計算			
新規雇用者給与等支給額 (12の1) - (12の2) + (12の3)	①	円 新規雇用者給与等支給増加額 ① - ② (マイナスの場合は0)	③
新規雇用者比較給与等支給額 ⑬	②	新規雇用者給与等支給増加割合 ③ / ② (②=0の場合は0)	④
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算			
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (11の1) - (11の2) (マイナスの場合は0)	⑤	円 調整雇用者給与等支給増加額 ⑥ - ⑦ (マイナスの場合は0)	⑧
調整雇用者給与等支給額 (10の1) - (10の2) (マイナスの場合は0)	⑥	控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑧のうち少ない金額	⑨
調整比較雇用者給与等支給額 ⑱	⑦		
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細			
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑩	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑪		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑫		円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算			
前事業年度又は前連結事業年度	⑬	・ ・	適用年度の月数 ⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額
		1	2
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮	円	円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑯		
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑰		円
調整比較雇用者給与等支給額 (15の1) - (15の2) × ⑭ (マイナスの場合は0)	⑱	円	新規雇用者比較給与等支給額 (17の1) - (17の2) + (17の3) × ⑭ (マイナスの場合は0)
			⑲
労働者派遣等をした法人の計算			
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉑又は(㉒×75%)のうち小さい額
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉑		控除対象額 ⑨ × ㉑ / (㉑ + ㉒)
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉒		
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算			
⑥のうち所得等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉓ / ㉔	㉕	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数
⑥のうち収入金額等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉕ / ㉖	㉖		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数
控除対象額 ⑨ × ㉕ / ⑥、⑨ × ㉖ / ⑥ 又は⑨ × ㉖ / ⑥	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
			⑳
付加価値額から控除する額の計算			
報酬給与額 別表5の2①	㉘	円	雇用安定控除調整率 (㉘ - ㉙) / ㉘
雇用安定控除額 別表5の2②	㉙		付加価値額からの控除額 ⑨ × ㉘、②④ × ㉘ 又は②⑦ × ㉘
			㉚

## 第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- 2 「

法第72条の2第1項	第1号 ・ 第3号	に掲げる事業
------------	-----------------	--------

」となっている箇所については、事業

の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額<sup>㉔</sup>」から「付加価値額からの控除額<sup>㉕</sup>」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

- 4 「前事業年度又は前連結事業年度<sup>㉖</sup>」の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額<sup>㉗</sup>」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額<sup>㉘</sup>」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額<sup>㉙</sup>」の各欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される同法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される同法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

- (2) 「

$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{㉖の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	⑭
---	---

」の欄 欄中「㉖の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

- (3) 「調整比較雇用者給与等支給額<sup>⑮</sup>」の欄 欄中「(⑮の1) - (⑮の2)」とあるのは「((⑮の1) + (⑮の1の外書)) - ((⑮の2) + (⑮の2の外書))」として計算すること。
- (4) 「新規雇用者比較給与等支給額<sup>⑰</sup>」の欄 欄中「(⑰の1) - (⑰の2) + (⑰の3)」とあるのは「((⑰の1) + (⑰の1の外書)) - ((⑰の2) + (⑰の2の外書)) + ((⑰の3) + (⑰の3の外書))」として計算すること。
- 5 租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は同令第39条の46の2第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 「調整比較雇用者給与等支給額<sup>⑮</sup>」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限る。）又は同令第39条の46の2第22項（第2号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は同法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。
- (2) 「新規雇用者比較給与等支給額<sup>⑰</sup>」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は同法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。
- 6 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×<sup>⑳</sup>/<sub>㉑</sub> ㉒」の欄は、「調整雇用者給与等支給額<sup>⑥</sup>」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 7 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×<sup>㉓</sup>/<sub>㉔</sub> ㉕」の欄は、「調整雇用者給与等支給額<sup>⑥</sup>」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数<sup>㉖</sup>」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数<sup>㉗</sup>」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数<sup>㉘</sup>」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数

を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

欠損控除前所得金額 別表9の①	①	円	所得金額控除限度超過額 $① \times \frac{50}{100}$	②	円	
投資額残額の計算						
投資額の累計額	③	円	投資額残額 $③ - ④$	⑤	円	
前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の⑥の合計額)	④		当期に特例の適用を受けた金額 (⑫の計)	⑥		
超過控除対象額の計算						
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等 (別表9の③)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表9の③と(別表9の②-当該特例事業年度前の別表9の④の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	⑦のうち超過控除可能額 $⑦ - ⑧$ (マイナスの場合は0)	投資額残額 $⑤ - (当該特例事業年度前の⑫)$	所得金額控除限度超過額 $② - (当該特例事業年度前の⑫)$	超過控除対象額 (⑨、⑩と⑪のうち少ない金額)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
計						

## 第6号様式別表9の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
第3号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号口に掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
  - (1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額から同項の規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。
  - (2) 法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）  
 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

対象法人の別	被合併法人等（名称：_____）・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・	
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額（別表12⑨） ①	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額（別表12⑩） ②	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の⑦の合計額） ③	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額（各関連法人の⑭の合計額） ④	特定資産譲渡等損失額 ①-②+④ ⑤
：	円	円	円	円	円
：					
：					
：					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細									
関連法人の名称			支配関係発生日				・		
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併・残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別			他の関連法人（名称：_____）・被合併法人等・当該法人						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪-⑬
		〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕 ⑥	当該関連法人における損金算入額等 ⑦	譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑧	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑨	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨ ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は⑭ ⑪	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕 ⑫	
：	：	円	円	円	円	円	円	円	円
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
計									

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合				特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額 〔⑳に金額の記載がある場合にあっては0、㉑に金額の記載がある場合にあっては⑱〕
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕 ⑰	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔㉑の金額を⑰の古いものから順次振当〕 ⑱	
：	：	円	円	円	円	
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細									
時価純資産超過額 〔(⑳の(イ))-(㉑の(イ))-(㉒の(ロ))-(㉓の(ロ))〕		⑳	円	簿価純資産超過額 〔(㉒の(ロ))-(㉓の(ロ))-(㉑の(イ))-(㉓の(イ))〕		㉑	円		
資 産				負 債					
名 称 等		時 価	帳簿価額	名 称 等		時 価	帳簿価額		
		(イ)	(ロ)			(イ)	(ロ)		
	㉒	円	円		㉓	円	円		
	㉔				㉕				
	㉖				㉗				
	㉘				㉙				
	㉚				㉛				
計	㉜			計	㉝				



対象法人の別		被合併法人等（名称：_____）・当該法人									
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日							
合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業） 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書											
		事業年度		法人名							
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度		支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算									
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額（別表12⑨）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額（別表12⑩）	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の⑦の合計額）	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額（各関連法人の⑭の合計額）	特定資産譲渡等損失額①-②+④					
		①	②	③	④	⑤					
：		円	円	円	円	円					
：											
：											
：											
計											
関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細											
関連法人の名称			支配関係発生日								
合併等前二年以内適格合併等の別			合併等前二年以内適格合併等の日								
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称：_____）・被合併法人等・当該法人								
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等⑪-⑬				
		〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕	当該関連法人における損金算入額等	譲渡等特定事由による損失の額の合計額	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額⑧-⑨		欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は⑭	控除済金額〔他の関連法人の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額〔③-⑫と⑭のうち少ない金額〕	
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
：		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
：		内									
：		内									
：		内									
：		内									
計											
関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算											
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合								特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額	
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額⑥	特定資産譲渡等損失額⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑮と⑯のうち少ない金額〕		⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額〔⑳の金額を⑰の古いものから順次振当〕				〔㉑に金額の記載がある場合にあつては0、㉒に金額の記載がある場合にあつては⑱〕	
		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲		⑲	⑲		
：		円	円	円	円	円		円	円		
：		内									
：		内									
：		内									
計											
関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細											
時価純資産超過額		簿価純資産超過額		時価純資産超過額		簿価純資産超過額					
((⑳のイ)-(㉓のイ))		((㉗のロ)-(㉚のロ))		((㉗のイ)-(㉚のイ))		((㉗のロ)-(㉚のロ))					
資		産		負		債					
名称等		時価		帳簿価額		名称等		時価		帳簿価額	
		(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)	
		㉒	円	円			㉘	円	円		
		㉓					㉙				
		㉔					㉚				
		㉕					㉛				
		㉖					㉜				
計		㉗			計		㉚				

令和 年 月 日 受付印		登記事項 通信目付印		整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		法人番号		申告年月日 年 月 日			
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記) (電話 )		事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)			
法人名 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		前期末現在の 資本金等の額			
代表者名 (ふりがな)		経理責任者 氏名 (ふりがな)		備考			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	19						00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	20						00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	21						00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	22						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	23						00
特別法人事業税額 (23× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	27						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割 所得金額総額 (28)	兆 十億 百万 千 円		/				
所得金額 (29)			兆	十億	百万	千	円
付加価値割 付加価値額総額 (30)			/				
付加価値額 (31)			兆	十億	百万	千	円
資本割 資本金等の額総額 (32)			/				
資本金等の額 (33)			兆	十億	百万	千	円
収入割 収入金額総額 (34)			/				
収入金額 (35)			兆	十億	百万	千	円
合計事業税額 (29+31+33+35)	36						
平成28年改正法附則第5条の控除額	37						
事業税の特定寄附金税額控除額	38						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40						
納付すべき事業税額 (36-37-38-39-40)	41						
④の内訳 所得割 (42)	兆 十億 百万 千 円		/				
付加価値割 (43)			/				
資本割 (44)			/				
収入割 (45)			/				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額 (46)	兆 十億 百万 千 円		兆	十億	百万	千	円
収入割に係る特別法人事業税額 (47)							00
合計特別法人事業税額 (46+47)	48						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	49						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	50						
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)	51						
道府県民税							
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						00
この申告により納付すべき法人税割額 (②-③)	④						00
均等割額	⑤						月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥						円
この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥)	⑦						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆	十億	百万	千	円	( )
法人税割額	⑨						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩						
外国国際会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑪						
外国の法人税等の額の控除額	⑫						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑬						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭						
納付すべき法人税割額 (⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭)	⑮						
⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑯						
差引法人税割額 (⑮-⑯)	⑰						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士署名 (電話 )							

（事業税）

（特別法人事業税）

令和 年 月 日 受付印		登記事項 登記年月日 通信日付印		整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		法人番号		申告年月日 年 月 日		殿	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	(電話)			事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)	
法人名 (ふりがな)	(ふりがな)			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		前期末現在の 資本金等の額	
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額		前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (40の金額)	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (41× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	19						00
付加価値割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	20						00
資本割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	21						00
収入割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	22						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (50)	23						00
特別法人事業税額 (23× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	27						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 (28)	兆	十億	百万	千	円	
	所得金額 (29)						
付加価値割	付加価値額総額 (30)						
	付加価値額 (31)						
資本割	資本金等の額総額 (32)						
	資本金等の額 (33)						
収入割	収入金額総額 (34)						
	収入金額 (35)						
合計事業税額 (29+31+33+35)				36			
事業税の特定寄附金税額控除額				37			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				38			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				39			
納付すべき事業税額 (36-37-38-39)				40			
④の内訳	所得割 (41)	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 (42)
	資本割 (43)						収入割 (44)
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額 (45)		兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額 (46)							00
合計特別法人事業税額 (45+46)				47			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				48			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				49			
納付すべき特別法人事業税額 (47-48-49)				50			
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士 署 名 (電話)							

（事業税）

（特別法人事業税）



1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
						25

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係） 十四

事業年度又は  
連結事業年度

44

49

50

55

12	B	70							
		71							
		72							
		73							
		56							69
		予備							

12	B	18							00
		19							00
		20							00
		21							00
		22							00
		23							00
		24							00
		25							00
		26							00
		27							00

12	B	01							00
		02							00
		03							00
		04							00
		05							00
		06							00
		07							00

		12	B	80							
事業税	1	総数	81								
		本県分	82								
	2	総数	83								
		本県分	84								
	3	総数	85								
		本県分	86								
売上高		総数	87								
		軌道又は は鉄道	88								

51

# 更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項  殿	発信年月日				
			通信日付印	確認			
所在地及び電話番号		(電話 )					
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)					
(ふりがな) 代表者氏名							
地方税法 条の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで					
摘 要		更正の請求前			更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円		
	税 額 等						
事業税 ( <u>法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業</u> )	課 税 標 準 等	所 得 等					
		付 加 価 値 額					
		資 本 金 等 の 額					
		収 入 金 額					
		欠 損 金 額 等					
税 額 等							
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額					
		基 準 法 人 収 入 割 額					
税 額 等							
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	. . .				
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	. . .				
		第2号の更正・決定等のあった日	. . .				
		第3号の政令で定める理由の生じた日	. . .				
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	. . .				
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	. . .				
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	. . .				
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	. . .				
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話 )					
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)					
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)					
関 与 税 理 士 署 名		(電話 )					

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係)

# 更正請求書

受付印

令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日			
		通信日付印	確認		
所在地及び電話番号		(電話 )			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
地方税法 条の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。					
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		から		まで	
摘 要		更正の請求前		更正の請求後	
道府県 民 税	課税標準等	円		円	
	税 額 等				
事業税 <small>法第72条の2第1項第1号第2号第3号に掲げる事業</small>	課税標準等	所得等			
		付加価値額			
		資本金等の額			
		収入金額			
	欠損金額等				
	税 額 等				
特別法人 事業税	課税標準	基準法人所得割額			
		基準法人収入割額			
	税 額 等				
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限		・	・
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日		・	・
		第2号の更正・決定等のあった日		・	・
		第3号の政令で定める理由の生じた日		・	・
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日		・	・
法第72条の33の更正の請求 の場合		修正申告書の提出日		・	・
		更正・決定の通知を受けた日		・	・
		国の税務官署の更正・決定の通知日		・	・
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項					
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話 )			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行	支店	口座番号 (普通・当座)	
関与税理士署名		(電話 )			

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4)

(第六条の五関係)

十六





# 徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	年 月 日	年 月 日	法人番号
	相互協議申立て年月日 年 月 日	相互協議申立てを行っていない場合 <input type="checkbox"/>	(ふりがな) 法人名
所在地  (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	(電話 )		

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税			
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	法律による金額 円
担保								

(第一片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税 地方特種税		領収証書		口座番号		加入者					
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )							
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
	計 (10~14)	1 5											
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式とな  
っていますので、切り離さずに提出し  
てください。

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税 地方特種税		納付書		口座番号		加入者					
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )							
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
	計 (10~14)	1 5											
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
日計													

上記のとおり納付します。(金融機関  
又は郵便局保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税 地方特種税		領収済通知書		口座番号		加入者					
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )							
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
	計 (10~14)	1 5											
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第一片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		領収証書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度	※ 処 理 事 項			管理番号									
事業年度又は連結事業年度				申告区分									
から				まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式とな  
っていますので、切り離さずに提出し  
てください。

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		納付書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度	※ 処 理 事 項			管理番号									
事業年度又は連結事業年度				申告区分									
から				まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
日計													

上記のとおり納付します。(金融機関  
又は郵便局保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		領収済通知書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度	※ 処 理 事 項			管理番号									
事業年度又は連結事業年度				申告区分									
から				まで		中予確修更決 間定定正正定		その他 ( )					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	特別法人事業税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認	
所在地及び電話番号	〒 (電話 )				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は出資金の額	円				
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の 提出期限を延長したいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日  2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由  ----- ----- ----- ----- -----					
連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	〒 (電話 )		法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名	(電話 )		法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項	申請書提出年月日 ・ ・	

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認	
所在地及び電話番号		(電話 )			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は出資金の額		円			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の申告書の提出期限を延長した いので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日					
2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- -----					
連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	(電話 )		法人税に係る 申告期限の 延長申請書  (法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項)	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名	(電話 )			申請書提出年月日 ・ ・	





申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日			
	知事殿		通信日付印	確認		
所在地及び電話番号	〒 (電話 )					
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)					
(ふりがな) 代表者氏名						
経理責任者氏名						
資本金の額又は 出資金の額	円					

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて <span style="font-size: 2em;">{</span> その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
} ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び特別法人
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名	(電話 )

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。



申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
			通信日付印	確認	
	知事殿				
所在地及び電話番号		(電話 )			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は 出資金の額		円			

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて <span style="font-size: 2em;">}</span> その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び特別法人
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
事業税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	(電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名	(電話 )

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。